



災害の経験から学ぶ

2011年3月11日、未曾有の被害をもたらした東日本大震災。あれからちょうど10年がたちました。区はこれまでの災害を教訓に、逃げ込む場所であった従来の「避難所」から、情報収集・発信や地域の見回りなどの機能を拡充させ災害に立ち向かう「学校防災活動拠点」へと体制を強化しました。今後も発生が懸念される大規模地震に対して全力で対策に取り組み、より災害に強いまち大田区をつくります。

地域の支え合い・備えの大切さ



みんなで支え合う「災害ボランティア活動」の充実に取り組んでいます

災害発生

災害ボランティアセンター開設

ボランティアの受け入れ

被災者の生活再建を支援

東日本大震災での被災者支援として、区はボランティアバスツアーを実施し、延べ13,000名のボランティアが宮城県東松島市で支援活動を行いました。

これらの経験を生かし、区は(社福)大田区社会福祉協議会、(一社)地域パートナーシップ支援センターと協定を結び、災害時に速やかにボランティア活動を展開できるよう「大田区災害ボランティアセンター」開設の準備をはじめとした、連携体制を構築しています。

interview / (社福)大田区社会福祉協議会 地域福祉コーディネーター **河野由紀子さん**



Q.令和元年台風19号の影響を受けた区内の様子は?

A.私たち災害ボランティアが到着したときには、すでにご近所同士の助け合いで復旧作業が始まっていました。しかしながら被災された方だけでは生活再建が困難で、ボランティアの支援が必要な現場もありました。そのような状況を目の当たりにして、「すぐに支援へ!」という思いで活動にとりかかりました。

Q.災害ボランティアは被災者にどんな支援を行うことができますか?

A.被災された方々が1日でも早く日常の生活に戻れるように、家屋内の清掃や濡れた家財の搬出などの作業を手伝います。令和元年台風19号では、延べ172名のボランティアが参加しました。ボランティア活動は作業だけでなく、被災された方の気持ちに寄り添い、被災者とのコミュニケーションも大切にしています。

防災を忘災にしないために、まずはできることから始めましょう

▶問合先 防災危機管理課防災危機管理担当 ☎5744-1519(共通)



家庭内備蓄 ☎5744-1611

災害時は、公的な支援物資がすぐに届くとは限りません。災害に備えて日頃から食品や飲料水、生活用品などを少し多めに備蓄しておきましょう。

家庭内備蓄は、「循環備蓄(ローリングストック法)」がおすすめです!

普段の買い物で多めに購入し、備蓄分として保存



消費した分を
購入し補充

賞味期限が
近いものから消費



循環備蓄
(ローリングストック法)

最低でも3日分
できれば1週間分

支給・取り付けサービス ☎5744-1235

一定の要件を満たす方に無料で行っています。対象、申込方法などの詳細は区HPをご覧ください。

●感震ブレーカー

地震発生時に設定値以上の揺れを感知したとき、ブレーカーの電気を自動的に止めるもので、通電火災を防止する有効な手段です。

●家具転倒防止器具

タンスなどの家具をしっかり留めることで、地震時に倒れてくるのを防ぎ、けがなどの危険から身を守ることができます。

大田区ハザードマップ震災編 ☎5744-1236

首都直下地震などが発生したときの区内の被害想定や避難場所・避難所などが確認できます。

▶配布場所 防災危機管理課、区政情報コーナー、特別出張所
※区HPからもご覧いただけます



暮らしの情報箱

はがきなどで
申し込む場合
の記入例

- 1 催しなどの名称
- 2 〒住所
- 3 氏名(ふりがな)
- 4 年齢(学年)
- 5 電話番号
- 6 その他必要事項

※費用が記入されて
いない催しなどは
原則無料です

国保・年金

国民健康保険料は 必ず納めましょう

保険料は、納め忘れのないよう納期限内の納付をお願いします。一時的な収入の減少などで保険料の納付が難しい方は、ご相談ください。なお、督促の納期限後も滞納が続いた場合は、保険給付の制限や財産の差し押さえなどの処分を受けることがあり、延滞金も加算されます。

☑ 国保年金課国保料収納担当

☎5744-1697 FAX5744-1516

国民年金学生納付特例・ 納付猶予制度をご利用ください

約2年1か月さかのぼって申請することができます。承認されるとその期間は保険料の納付が猶予され、どちらの制度も老齢基礎年金を受けるための必要な期間に含まれます。承認期間後、10年以内に保険料を納めると、納付した分は年金額に反映されます。

◆学生納付特例制度

☑ 保険料の支払いが困難な学生

※学生証など学籍期間を確認できるものが必要

◆納付猶予制度

☑ 20～49歳で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方

☑ 国保年金課国民年金係

☎5744-1214 FAX5744-1516

こども

就学相談説明会

☑ 次のいずれかに該当する心身に障がいがあると思われるお子さんの保護者

①令和4年4月に小学校へ入学

②令和4年4月に中学校へ進学する方で、特別支援学級や特別支援学校への進学を考えている

☑ 4月15日(木)・16日(金)・19日(月)・20日(火) 午前10時～11時30分

☑ 池上会館

☑ 当日会場へ

☑ 教育センター

☎5748-1202 FAX5748-1390

☑ 医療証をお持ちの方へ

◆4月に小学校へ入学するお子さん

4月1日から、医療証が☑から☑へ切り替わります。☑医療証は3月下旬に郵送します。

◆3月に中学校を卒業するお子さん

☑医療証は3月31日まで使えます。※有効期限が過ぎた医療証は各自で処分してください

☑ 子育て支援課こども医療係

☎5744-1275 FAX5744-1525



募集

大田区家庭・地域教育力向上支援 事業実施団体

子どもを取り巻く課題や家庭での子育てについて学ぶ、講習会・学習会などを開催する団体を募集します。

☑ 会員が5名以上で半数が区内在住・在勤者の団体(営利・政治・宗教団体を除く)

●募集数 年間30団体程度

●委託料 上限5万円(1団体)

☑ 申請書(問合先で配布。区HPからも出力可)を問合先へ持参

☑ 教育総務課教育地域力推進担当

☎5744-1447 FAX5744-1535

「おおた青少年少女発明クラブ」会員

簡単なロボットや電気で光るクリスマスツリーを作成する工作教室です。工場見学なども行います。

☑ 区内在住・在学の小学4～6年生(令和3年度の学年)

☑ 主に第1・3土曜、午後2時～4時

※年20回程度

☑ 池上会館

☑ 7,000円(年)

☑ 先着24名

☑ 問合先へはがきかFAX(記入例参照。Eメールアドレス、学校名、保護者名も明記)。問合先HPからも申し込み可

☑ (公財)大田区産業振興協会

(〒144-0035南蒲田1-20-20)

☎3733-6144 FAX3733-6459



詳細はコチラ

子ども会リーダーの 保険加入のご案内

☑ 年間を通して計画的に活動し、総会員が5名以上で、その過半数が小中学生で

構成される子ども会・少年少女スポーツチームの指導者(付添人を除く)

●保険期間 4月1日(4月2日以降に申し込みの場合は申込日)～令和4年3月31日

☑ 申込書(問合先、特別出張所で配布)の原本と写しを問合先へ持参

☑ 地域力推進課青少年担当

☎5744-1223 FAX5744-1518



大田区社会福祉協議会 登録調査員

☑ 次の全てに該当し、介護保険認定調査を月5件以上できる方

①介護支援専門員の有資格者

②認定調査員研修を修了している(見込みを含む)

●選考方法 書類審査、面接

●業務内容 区内全域での介護認定調査

●調査委託料 1件4,620円

☑ 問合先へ申込書(問合先HPから出力可)、履歴書(写真貼付)、介護支援専門員実務研修修了証明書・介護支援専門員証(携帯用)・認定調査員新規研修修了証書の写しを郵送か持参

☑ (社福)大田区社会福祉協議会

(〒144-0051西蒲田7-49-2)

☎5703-8233 FAX3736-5590



詳細はコチラ

改定蒲田駅周辺地区 グランドデザイン骨子のご意見

●意見募集期間 3月26日まで

●閲覧場所

①問合先 ②区政情報コーナー ③蒲田西・

資源の持ち去りは禁止です



集積所から古紙や缶などの資源物を持ち去る行為は条例違反です。区では早朝パトロールを行い、持ち去り行為を発見した場合には警告書・禁止命令書を交付して注意・指導をします。今後も警察と連携し、資源持ち去り防止を強化していきます。

最新版

「資源とごみの分け方・出し方」 を発行します

4月1日から、区役所本庁舎(問合先、戸籍住民課)、清掃事務所、特別出張所などで配布します。しっかり分別して資源の有効活用にご協力をお願いします。

▶問合先

清掃事業課清掃リサイクル担当

☎5744-1628 FAX5744-1550

手続きはお早めに

住所が変わったら住民異動の届け出を

窓口での受け付け 月～金曜、午前8時30分～午後5時(休日、年末年始を除く)

引っ越しで住所や世帯の構成が変わったときは、必ず期間内に届け出をしてください(下表参照)。また、区立小中学校に在学中のお子さんがある場合は届け出の際に申し出てください。

※区役所本庁舎の戸籍住民窓口では、月～金曜の午後7時まで届書の預かりを行っています(4月から夜間開設日の変更有り。詳細は4面へ)。なお、外国籍の方の届書はお預かりできませんので、午後5時までにお越しください

こんなとき	届出期間	必要なものなど	届出人
転入届 ほかの区市町村や国外から大田区に住所を移した	引っ越した日から14日以内	前住所地の区市町村長発行の転出証明書 国外からの場合はパスポート※1	本人か世帯主。 届出人本人を確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証など)を持参※2
転出届 大田区からほかの区市町村や国外へ住所を移す	引っ越す14日くらい前から		
転居届 大田区内で住所を移した※1	引っ越した日から14日以内	国民健康保険証、介護保険証、乳幼児医療証、後期高齢者医療被保険者証などをお持ちの場合は持参	
世帯変更届 ・世帯主が変わった(世帯主変更) ・世帯を別にした(世帯分離) ・世帯を一緒にした(世帯合併)	変更のあった日から14日以内		

※1 マイナンバーカードか住基カードをお持ちの方は持参。また、外国籍の方は在留カードか特別永住者証明書を持参

※2 代理人による届け出も可。委任状と代理人本人を確認できるものを持参

●特別出張所をご利用ください(区内に18か所あります)

3～4月は転入・転出届が多く、区役所本庁舎戸籍住民窓口の混雑が予想されます。届け出は、特別出張所でも取り扱っておりますのでご利用ください。

●転出届は郵送でも届け出ができます

転出届のほかに、本人を確認できるものの写しと切手を貼った返信用封筒を同封してください。転出証明書は現住所か転出先(国内)に郵送します。

▶問合先 戸籍住民課(〒144-8621大田区役所)

住民担当 ☎5744-1185 FAX5744-1513

郵送担当(郵送での届け出) ☎5744-1233 FAX5744-1546

大田区公式SNSを ご利用ください!

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせなど、区からの大切な情報を配信しています。ぜひご利用ください!

LINE

@otacity

友だち登録はコチラ▶



Twitter

@city_ota

フォローはコチラ▶



蒲田東特別出張所④蒲田駅前図書館

●意見の提出方法
 問合せ先へ郵送かFAXか持参。
 意見箱③④で設置への投函、電子申請も可
 都市開発課都市開発担当
 (〒144-8621大田区役所)
 ☎5744-1339 FAX5744-1526



詳細はコチラ

国際都市おおた大使
 (来～る大田区大使)



国際交流事業などを通じて、大田区の魅力や情報を国内外に広くPRしていただきます。詳細はチラシ(問合せ、特別出張所、図書館などで配布)、問合せHPをご覧ください。

- 区内在住・在勤・在学など大田区にゆかりのある18歳以上の外国籍の方
- 選考で10名程度
- 選考方法 書類選考、面接
- 問合せ先へ申込書(チラシ配布場所、区HPから出力可)とレポートを郵送かEメールか持参。5月14日必着
- 国際都市・多文化共生推進課国際都市・多文化共生担当
 ☎5744-1227 FAX5744-1323
 boshu-kokusai@city.ota.tokyo.jp



詳細はコチラ

おおたのさくら展覧会
 桜のフォト&アート作品

大田区内の桜の写真や桜にまつわる作品の写真を皆さんから募集する「おおた

のさくら展覧会」をオンラインで開催します。応募者全員に参加賞があります。

- ①桜写真部門=区内で撮影したもの(令和3年撮影に限らない)
- ②アート部門=桜をテーマにした作品を撮影したもの
- 募集期間 3月14日～4月11日(必着)
- 問合せ先HPから申し込み。郵送での申し込みも可(詳細はお問い合わせください)
- (一社)大田観光協会
 ☎3734-0202 FAX3734-0203



詳細はコチラ



区HPのバナー広告

区HPに掲載するバナー広告を募集しています。掲載基準など詳細は区HPをご覧ください。

- トップページ 1枠 月額20,000円
- 各カテゴリのインデックスページ 1枠 月額15,000円
- 問合せ先へ申込書(区HPから出力可)を郵送かFAXか持参
- 広聴広報課広報担当
 (〒144-8621大田区役所)
 ☎5744-1132 FAX5744-1503



詳細はコチラ

お知らせ

池上図書館が移転・開館します

池上図書館が池上駅直結商業施設「エトモ池上」4階に移転・開館します。移転

後の新しい図書館は「歴史ある門前町の未来がはじまる知の拠点」をコンセプトとし、木材や畳を取り入れた居心地の良い空間となっています。詳細は大田区立図書館HPをご覧ください。

- 移転後の開館日 3月30日(火)
- ※30日は午前10時、31日以降は午前9時から開館
- 新住所 池上6-3-10エトモ池上4階
 ☎3752-3341 FAX3752-9749



詳細はコチラ

地域福祉活動に取り組む
 団体への助成

区内でボランティア活動やサロン活動など地域福祉に関する活動を行っている団体などに、1年間の活動経費などを助成します。助成の内容や手続き方法など詳細は問合せHPをご覧ください。



詳細はコチラ

- (社)大田区社会福祉協議会
 ☎3736-2266 FAX3736-5590

粗大ごみ受付センターの休止

- 3月27日(土)午後8時～28日(日)午後7時
- ※保守点検のため
- 清掃事業課清掃リサイクル担当
 ☎5744-1628 FAX5744-1550

参加・催し

ぜん息児童水泳健康教室・
 ぜん息等の方の
 水中リラックス教室(7日制)

新型コロナウイルス感染症対策については、区HPをご確認ください。

- 内容
- ①ぜん息児童向けの水泳健康教室
- ②気管支ぜん息などの呼吸系疾患に罹患している成人向けの水中リラックス教室

区内在住で気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺気腫のいずれかに罹患している①小学生②おおむね75歳までの方

- 5月7日～6月18日の金曜、午後3時30分～5時15分
- 平和島公園プール
- ①70名(参加歴が少ない方を優先)
- ②先着15名
- ※新型コロナウイルス感染症の感染状況により定員を変更する場合があります
- 問合せ先へ申込書(区HPから出力可)を郵送かFAXか持参。3月29日締め切り
- 健康医療政策課健康政策担当
 ☎5744-1246 FAX5744-1523



詳細はコチラ



点訳者養成講座(22日制)

点訳者としてのボランティア活動にご協力いただける方を養成します。

- 区内在住・在勤の方で、パソコンで文字入力ができる方
- ①入門＝5月20日～8月5日の木曜
- ②初級＝9月2日～令和4年1月20日の木曜(隔週)
- ※休日を除く。いずれも午前10時～正午
- 費2,500円程度
- 抽選で12名
- 問合せ先へ往復はがき(記入例参照)
- さぼーとぴあ
 (〒143-0024中央4-30-11)
 ☎5728-9434 FAX5728-9438

引っ越し、就職、退職したときは国民健康保険の届け出を

- ▶問合せ先 国保年金課国保資格係(〒144-8621大田区役所) ☎5744-1210 FAX5744-1516
 基準となる日から14日以内に、問合せ先か特別出張所へ届け出をしてください。
- 届け出には本人確認書類(個人番号確認と身元確認)と必要書類を必ず持参してください
 国保の届け出(世帯主)には本人確認が必要です。世帯主と対象者の個人番号が分かる書類と来庁者の身元確認書類を、各届け出に必要な書類と併せて必ずご持参ください。代理人の届け出の場合は、届出人(世帯主)からの委任状などが必要となります。
- 届け出が遅れると
 資格はさかのぼって発生し、保険料を納めることとなります。その間の医療費は、全額自己負担となる場合があります。また、喪失の届け出が遅れると保険料の請求が続き、喪失後の国保証で受診していた場合、国保から支払われた医療費は返還していただくこととなります。
- 郵送での国保喪失の届け出
 職場の健康保険に加入したため国保をやめる場合は、郵送でも届け出が可能です。本人確認書類、社保証のコピー、国保証、記載済みの届書(区HPから出力可)を、問合せ先に郵送してください。詳細は区HPをご覧ください。
- 届け出に必要な書類

こんなとき(基準となる日)	届け出と証交付のための必要書類
大田区に転入した(転入した日)	個人番号確認書類、運転免許証など
退職や扶養認定の取り消しで職場の健康保険をやめた(職場の健康保険の資格がなくなった日)	個人番号確認書類、運転免許証など、健康保険喪失証明書
子どもが生まれた(生まれた日)	個人番号確認書類、運転免許証など
生活保護を受けなくなった(生活保護廃止・停止日)	個人番号確認書類、運転免許証など、生活保護廃止・停止決定通知書
大田区から転出する(転出した日)	住民票の届け出により手続き不要。国保証は後日返却
死亡した(死亡した日の翌日)	
就職や扶養認定で職場の健康保険に入った(社保加入の翌日)※郵送による手続きも可	個人番号確認書類、運転免許証など、国保証(必ず持参)、職場の保険証か証明書
生活保護を受けるようになった(生活保護開始日)	個人番号確認書類、運転免許証など、保護開始決定通知書、国保証(必ず持参)
区内で住所が変わった、世帯主が変わった、加入者の氏名が変わった、世帯の合併や分離	個人番号確認書類、運転免許証など、国保証(必ず持参)
そのほか	
保険証を紛失した	運転免許証など
修学のため大田区から転出し、保険証を必要とする	個人番号確認書類、運転免許証など、国保証、在学証明書、住民票の写し(届け出は問合せ先へ)

- ▶日時 3月20日(祝)、4月11日(日)午前9時～午後5時
- ▶会場 区役所本庁舎4階
- ▶取扱業務 国保の加入・脱退届、保険証の再交付申請(必ず証明書をご持参ください。当日の電話対応は行っていません)

休日の臨時窓口を
 開設します

みんなの
 田んぼづくり
 (5日制)



育苗から稲刈りまでを体験しながら、楽しいミニ田んぼを一緒につくりませんか。

- ▶対象 令和3年4月1日時点で小学1年生以上のお子さんと保護者
- ※保護者1名につき、お子さん3名まで申し込み可

内容	日程	時間
説明会・田起こし	4月11日(日)	午前10時～正午
種まき	4月25日(日)	
田植え	5月23日(日)	
かかしづくり	8月22日(日)	
稲刈り	10月3日(日)	

※そのほか月に2回程度、田んぼの水やりなど管理当番があります

- ▶会場 田園調布せせらぎ公園(各回午前9時50分までに田園調布せせらぎ館集合)
- ▶費用 1名600円
- ▶定員 抽選で40名
- ▶申込方法 問合せ先へ往復はがき(記入例参照)。Eメールアドレスも明記)。電子申請も可。3月26日必着
- ▶問合せ 環境対策課環境推進担当
 (〒144-8621大田区役所)
 ☎5744-1365 FAX5744-1532



詳細はコチラ

シニア向け講座

楽しく体を動かしましょう

▶問合先 高齢福祉課高齢者支援担当
☎5744-1624 FAX5744-1522

1 元気アップ教室

健康維持・介護予防のために、体操やヨガを行います。

▶対象

区内在住の65歳以上で、医師などから運動制限を受けていない方

▶日時

①前期=4月1日~9月30日②後期=10月1日~3月31日

※いずれも月~金曜の午前中1時間

▶会場 老人いこいの家

▶申込方法

前期、後期ともに3月15~19日に希望する元気アップ教室を開催する会場へ来所

※前期か後期のどちらかのみ

2 頭とからだの椅子ストレッチ 前期(4~9月)

椅子に座って映像を見ながらストレッチや体操を行います。マスク着用、タオル・飲み物を持参

▶対象

区内在住の65歳以上で、医師などから運動制限を受けていない方

▶申込方法

希望する会場へ①~④電話、⑤~⑦往復はがき(記入例参照。生年月日も明記)。

3月25日必着・締め切り。1人1会場(①~③はいずれかの曜日)まで

	会場・申込先	曜日	時間	定員(抽選)	初回開催日
①	シニアステーション田園調布 (☎3721-1572)	月	午後2時~2時40分	各10名	4月19日
		木	午前11時~11時40分		4月22日
②	シニアステーション田園調布西 (☎3721-8066)	火	午前10時~10時40分	各12名	4月20日
		木	午前11時~11時40分		4月22日
③	シニアステーション東嶺町 (☎3753-3008)	火	午前11時~11時40分	10名	4月20日
		金	午後3時~3時40分		4月23日
④	東糀谷老人いこいの家 (☎3741-7970)	金	午前11時~11時40分	15名	4月22日
⑤	シニアステーション羽田 (〒144-0043羽田1-18-13 羽田地域力推進センター2階)	木	午前10時~10時40分	12名	4月23日
⑥	シニアステーション馬込 (〒143-0027 中馬込1-19-1-101)	土	午後3時~3時40分	20名	4月17日
⑦	シニアステーション南馬込 (〒143-0025南馬込3-13-12)				

3 いきいきシニア体操(75歳以上) 前期(4~9月)

マスク着用、タオル・飲み物を持参

▶対象 区内在住の75歳以上で、医師などから運動制限を受けていない方

▶定員 抽選で各会場10名(六郷地域力推進センターは20名)

▶申込方法

申込先へ往復はがき(記入例参照。生年月日、希望会場も明記)。3月25日必着。

1人1会場まで

会場	曜日	時間	初回開催日	申込先
六郷地域力推進センター	月	午前10時~11時	4月12日	下丸子高齢者在宅サービスセンター (〒146-0092 下丸子4-25-1)
蒲田高齢者在宅サービスセンター	火	午後2時~3時	4月13日	
大森高齢者在宅サービスセンター	火		4月14日	
特別養護老人ホーム馬込	水	4月15日		
たまがわ高齢者在宅サービスセンター	水	午前10時~11時		
糀谷高齢者在宅サービスセンター	木	午前10時30分~11時30分	4月5日	高齢福祉課 高齢者支援担当 (〒144-8621 大田区役所)
セントラルウェルネスクラブ大森店	月	午前10時~11時	4月14日	
東急スポーツオアシス雪谷店	水	午後2時~3時	4月28日	
ティップネス蒲田店	水	午前10時~11時	4月15日	
コナミスポーツクラブ蒲田店	木			

区役所本庁舎の

夜間、土日窓口の開設日が変わります

4月1日から本庁舎の戸籍住民窓口とうぐいすネット窓口(母子健康手帳等交付業務を含む)の夜間窓口は月・木曜、土日窓口は日曜のみ開設となります。詳細は区HPをご覧ください。

▶問合先

戸籍住民課戸籍住民担当

☎5744-1185 FAX5744-1513

地域力推進課区民施設担当

☎5744-1229 FAX5744-1518

健康づくり課健康づくり担当

☎5744-1661 FAX5744-1523



詳細はコチラ



守っていますか？ 自転車に子どもを乗せるときの ルール・マナー

自転車は気軽に利用できて便利ですが、「被害者」にも「加害者」にもなり得る乗り物です。電動アシスト付き自転車はスピードが出やすく、特にお子さんを乗せていると車体が不安定で危険です。大切なお子さんの命を守るためにも、いま一度、交通ルールとマナーを守って運転しましょう。

自転車安全利用五則

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外(標識、道路状況などにより走行可能)
- ②車道は左側を通行(右側通行は禁止)
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る(※)
- ⑤子どもはヘルメットを着用(同乗する場合も着用)

(※)自転車のルール

- ・飲酒運転、2人乗り、並進の禁止
- ・スマートフォン、傘差し運転などのながら運転の禁止(大田区条例)
- ・夜間はライトを点灯させる
- ・交差点では信号遵守、一時停止、安全確認を行うこと
- ・自転車損害賠償保険への加入(東京都条例)

自転車に子どもを乗せるときのルール・マナー

- 乗せることができるのは6歳未満の幼児2人まで。
2人乗せる場合は「幼児同乗用自転車」を利用すること(※)
- 抱っこは禁止(※)
- 子どもを座席に乗せたまま、その場を離れない

(※)『東京都道路交通規則第10条』より

▶問合先 都市基盤管理課

交通安全・自転車総合計画担当

☎5744-1315 FAX5744-1527



新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

大田区における新型コロナウイルス感染症対策については、区HPをご覧ください。

詳細はコチラ▶



症状がある・感染が疑われる方 / 新型コロナ受診相談窓口

東京都発熱相談センター(24時間対応)

☎5320-4592

大田区相談センター(平日午前9時~午後5時)

☎5744-1360

FAX5744-1524

感染への不安のある方

東京都新型コロナコールセンター

(午前9時~午後10時/土・日曜、休日も対応)

☎0570-550571

※多言語(日・英・中・ハングル)による相談も可

FAX5388-1396

【ご注意ください】新型コロナワクチン接種の関連詐欺

- 接種は無料です。接種のために金銭を要求されることはありません
- ワクチンの接種券が届く前に、区や国などの職員から連絡が来ることはありません
- 「ワクチン接種のご案内」をかたった不審なメールには返信しない・URLは開かないでください

不安なことがあったら新型コロナワクチン詐欺消費者ホットライン(☎0120-797-188)へ

プラザ 催し物案内

詳細は情報誌「Art Menu」をご覧ください。特別出張所や図書館、文化センターなど区内の主な施設や駅で配布しています。
★記載事項のない公演への未就学児の入場はご遠慮願います

大田区民プラザ定期公演(小ホール・全席指定)

下丸子JAZZ倶楽部

SHINPEI with FRIENDS REUNION

オンライン先行発売日 3月13日(土)正午

一般発売日 3月17日(水)



- 出演 井上信平(FI)、中島徹(Pf)、斉藤クジラ誠(Bs)、藤井撰(Drs)、伊丹雅博(Gt)

4月15日(木)午後6時30分開演

2,500円

選割(午後7時30分から)1,500円※当日に残席がある場合のみ

下丸子らくご倶楽部

一般発売日
3月17日(水)

- 出演 桃月庵白酒、立川志ら乃
- ゲスト 春風亭一之輔
- 若手バトル 柳家小もん、立川だん子



4月16日(金)午後6時30分開演 2,500円

チケット予約専用電話

(午前10時~午後7時)

☎3750-1555

チケットはHPからもお求めいただけます

<https://www.ota-bunka.or.jp/>

オンラインは一部対象外の公演を除き5%相当割引(別途手数料あり)

★新型コロナウイルス感染症防止のため、公演内容が変更になる場合があります

※一般発売初日の午後2時から公演

●大田区民プラザ ☎3750-1611 ●アプリコ ☎5744-1600

●大田文化の森 ☎3772-0700

●(公助)大田区文化振興協会 ☎3750-1611 FAX3750-1150